

ルール・マナーの遵守 ～まもる～

【平成29年度の主な実施内容】

(1) 広島チャレンジサイクル推進事業

今年度から、ルール・マナーの取組を拡大し、10月に「チャレンジサイクルウィーク」を設定し、自転車交通のルール遵守やマナー向上の必要性を「実感」（「見て・聞いて・やって実感」）してもらう取組を集中的に実施する「広島チャレンジサイクル推進事業」を行った。

【取組内容】

① 放置自転車ゼロの日 in 本通商店街等

「放置防止キッズパレード」 10月9日（月・祝）

本通アーケード西端からアリスガーデンまで、広島市消防音楽隊を先頭に、青年会議所、ヴィクトワール広島の選手、一般公募した親子たちとともにパレードし、自転車ルール・マナーに関する啓発グッズを配布した。

「自転車の重点撤去」 10月9日（月・祝）～15日（日）

キャンペーン期間中、本通り・金座街・えびす通り・アリスガーデン周辺の放置自転車を重点的に撤去した。

「マナーアップキャンペーン」 10月11日（水）

本通り・金座街・えびす通りのアーケード街において、自転車で乗り入れる利用者に声かけによるマナーアップの呼びかけを行った。



《広島チャレンジサイクル推進事業のリーフレット》



《広島チャレンジサイクル推進事業のポスター》



《放置防止キッズパレード》

② 自転車点検促進キャンペーン

自転車に乗る前の自転車自己点検を促進するため、市内中心部の市営駐輪場（基町・大手町・西新天地・東新天地・袋町・袋町小学校地下）において自転車点検表を配布した。



《自転車点検表》

③ マナーアップフェスタ

「おやこで参加しよう！自転車乗り方&マナーアップ教室」 10月15日（日）

会 場：イオンモール広島祇園

内 容：屋内会場 自転車マナー教室、自転車保険講座、BMX演技 等

屋外会場 スケアードストリート（自転車事故の再現）、
交通安全体験車「ヒコア」、パトカー展示



《自転車マナー教室》



《BMX演技》



《スケアードストリート》



《交通安全体験車「ヒコア」》

(2) 通勤・通学時のマナーアップキャンペーン

警察、地元、学校等と連携し、通勤・通学時における自転車利用者のルール遵守及びマナーの向上を図るため、6月と2月に、全区において啓発活動を実施した。



《通勤・通学時のマナーアップキャンペーン》

(3) 本通アーケード等における街頭指導等

警察、地元等と連携し、本通りアーケード等における自転車乗り入れ違反者へ、毎月、街頭指導を実施した。あわせて、乗り入れ禁止看板の多言語化に取り組んだ。



《本通アーケード等における街頭指導》



《看板の多言語化》

(4) 各種媒体による自転車のルール・マナーの周知

公共施設等へのポスターの掲示や、広報番組、広報紙、ラジオ、チラシの配布などにより自転車のルール・マナーを周知した。



《啓発ポスター（平成29年度版）》



《市民と市政（平成30年2月15日号）》



《啓発ティッシュ》



《啓発グッズ（平成29年度版）》

(5) 小学生を対象とした自転車教室

市内の小学校において、広島市の交通教育指導員による自転車教室を開催した。

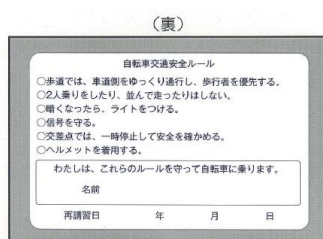
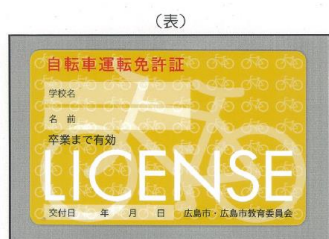
（12月末現在：89校）



《小学校における自転車教室》

(6) 自転車運転免許制度の実施

継続的な自転車交通ルールの遵守を自覚させるため、平成25年度から市立小学校の3年生を対象に、自転車教室の開催後に「自転車運転免許証」を交付する取組を実施している。



《自転車運転免許証》

（裏）

ふたばのまち 広島市教育委員会
小学生 自転車運転免許テスト

問	答	正誤
1	自転車に乗るときは、ヘルメットを正しく着用する。	☐
2	歩道では、車道側をゆっくり通行し、歩行者を優先する。	☐
3	歩道では、車道側をゆっくり通行し、歩行者を優先する。	☐
4	歩道では、車道側をゆっくり通行し、歩行者を優先する。	☐
5	歩道では、車道側をゆっくり通行し、歩行者を優先する。	☐
6	歩道では、車道側をゆっくり通行し、歩行者を優先する。	☐
7	歩道では、車道側をゆっくり通行し、歩行者を優先する。	☐
8	歩道では、車道側をゆっくり通行し、歩行者を優先する。	☐
9	歩道では、車道側をゆっくり通行し、歩行者を優先する。	☐
10	歩道では、車道側をゆっくり通行し、歩行者を優先する。	☐

《自転車運転免許テスト》

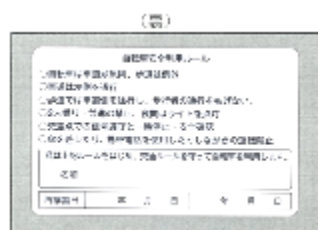
(7) 中学・高校生を対象とした自転車読本の配布等

自転車のルールを分かりやすく記載した自転車読本を作成し、市内の全中学、高等学校の1年生に配布している。

また、平成26年度から市立中学・高等学校に自転車で通学する1年生を対象に、講習等を実施した上で「自転車通学許可証」を交付する取組を実施し、平成27年度からは国・県・私立の希望する学校等にも拡大している。



《自転車読本（平成29年度版）》



《自転車通学許可証（中学用の場合）》

中学生 自転車交通安全テスト		
氏名	学年	学校

次の問題で、正しいと思う番号を、右の□に記入しなさい。

- 自転車の身体部分について、正しいものはどれか。
 ① フレーズは、前か後か、どちらか一方が動けばよい。
 ② タイヤは空気圧がしっかり入っているかどうかだけを確認すればよい。
 ③ チェーンは、ゆるみがない状態に保たなければならない。
☐
- 自転車で車道を走るとき、注意すべき点について、正しいものはどれか。
 ① 自転車と歩行者、歩行者と歩行者の間を走ることができない。
 ② 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ③ 歩行者が歩いている人だけが、歩行者の歩行速度を考慮される。
☐
- 自転車の通行ルールとして正しいものはどれか。
 ① 自転車は、歩行者と同じように、歩行者と同じように、必ず歩道を通行しなければならない。
 ② 自転車は、歩行者と同じように、歩行者と同じように、必ず歩道を通行しなければならない。
 ③ 自転車は、歩行者と同じように、歩行者と同じように、必ず歩道を通行しなければならない。
☐
- 自転車で歩行者（歩行者）と歩行者（歩行者）の間を走るとき、正しいものはどれか。
 ① 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ② 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ③ 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
☐
- 次の問題について、正しいものを番号で答えなさい。
 ① 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ② 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ③ 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
☐

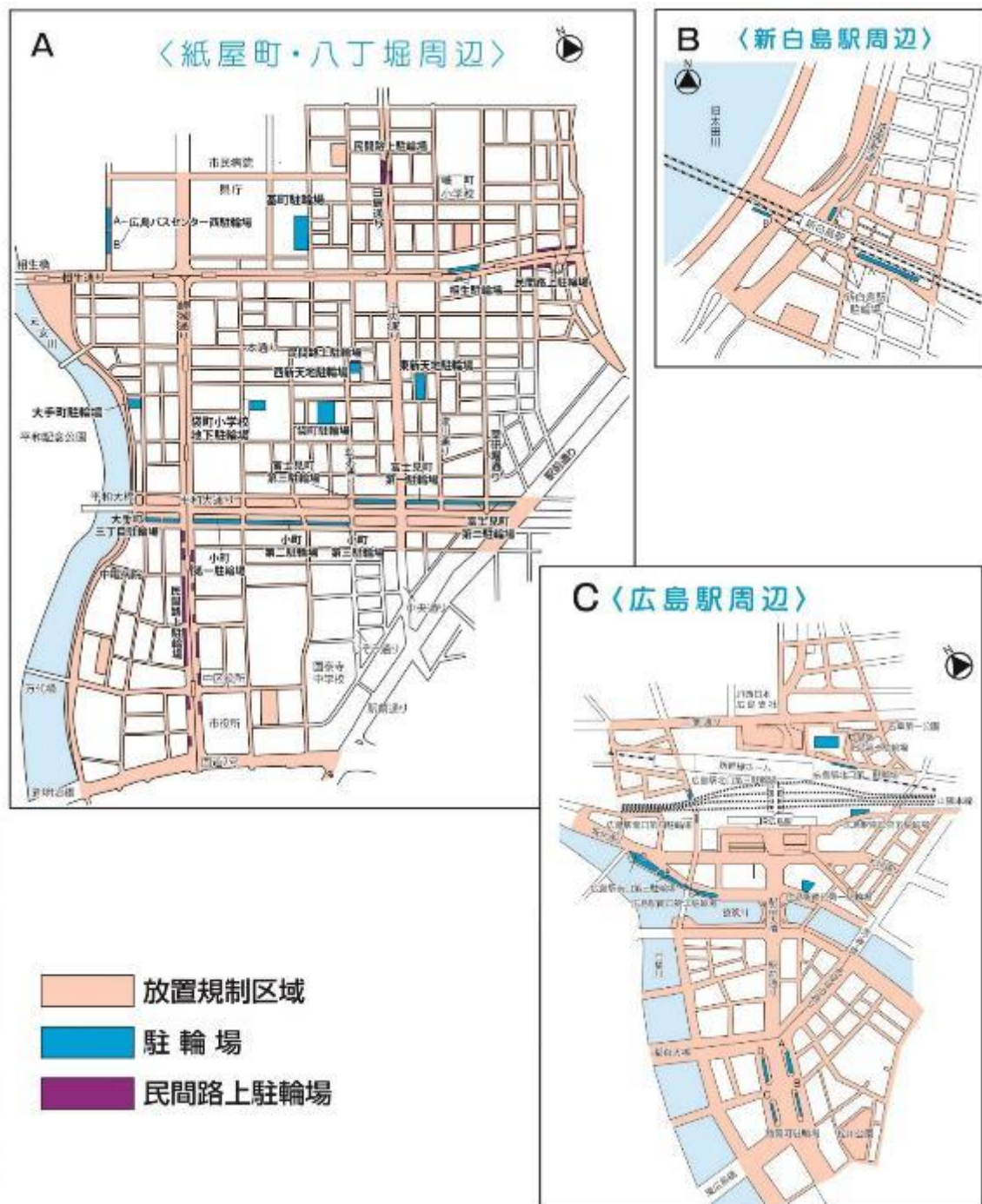
次に続く →

- 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ① 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ② 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ③ 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
☐
- 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ① 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ② 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ③ 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
☐
- 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ① 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ② 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ③ 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
☐
- 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ① 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ② 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ③ 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
☐
- 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ① 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ② 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
 ③ 歩行者の歩行速度を考慮される場合がある。
☐

《自転車安全運転テスト（中学用の場合）》

(8) 放置自転車の撤去

「広島市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、「自転車等放置規制区域」内の即時撤去及び区域外での長期放置自転車の撤去を実施した。



《自転車等放置規制区域》

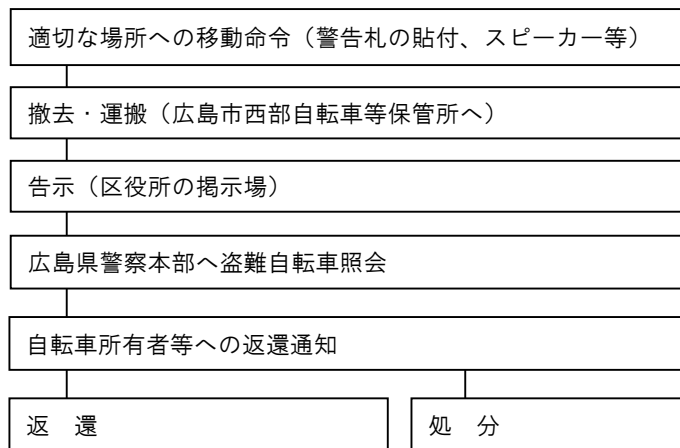


《自転車等放置規制区域（つづき）》



返 還 料：2, 1 6 0 円
 （自転車の場合）
 保管期間：1 か月

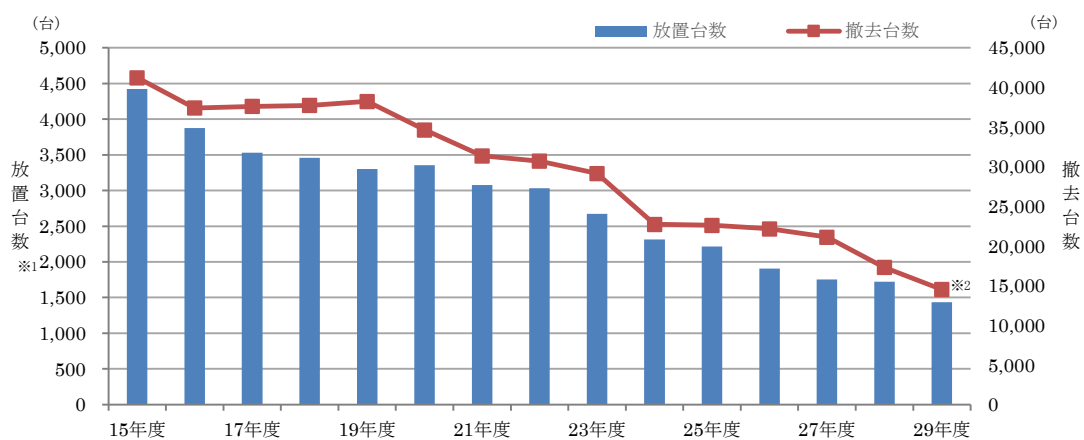
《広島市西部自転車等保管所》



《放置自転車の撤去・保管の主な流れ（放置規制区域内の場合）》



《放置自転車の撤去・保管の状況》



※1 放置規制区域内及びその周辺で各年度5月に調査したもの

※2 平成29年度の撤去台数は1月末までの台数

《放置台数と撤去台数の推移》

【平成30年度の主な実施内容（予定）】

(1) 広島チャレンジサイクル推進事業（予算額：173万7千円）

引き続き、「見て・聞いて・やって実感」をテーマにした啓発イベントを実施する。新入学や転勤等により街中の自転車の利用状況が変わる時期である5月に、本通り等における放置自転車の集中撤去を実施し、10月に、大規模施設におけるマナーアップフェスタを実施する。

(2) 自転車マナーの指導啓発など（予算額：237万8千円）

自転車マナー向上のための指導啓発など各種取組を継続して実施する。

(3) 駐輪指導および放置自転車等の撤去など（予算額：1億4,367万5千円）

引き続き、放置規制区域において、自転車等の放置を防止するための街頭指導を実施するとともに、道路上などに放置されている自転車等の撤去を行う。

参考 広島市の自転車事故件数の推移

（ ）は構成率「％」を示す

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年の平均
事故件数（件）	5,903	4,945	4,556	4,039	3,815	4,651.6
年齢別						
高齢者	1,690(28.6)	1,521(30.8)	1,539(33.8)	1,329(32.9)	1,326(34.8)	1,481.0(31.8)
子 供	435(7.4)	335(6.8)	317(7.0)	291(7.2)	312(8.2)	338.0(7.3)
状態別						
歩行者	638(10.8)	548(11.1)	523(11.5)	536(13.3)	481(12.6)	545.2(11.7)
自転車	1,279(21.7)	1,095(22.1)	1,025(22.5)	877(21.7)	873(22.9)	1,029.8(22.1)
死者数（人）	35	31	26	23	17	26.4
年齢別						
高齢者	14(40.0)	10(32.3)	13(50.0)	11(47.8)	6(35.3)	10.8(40.9)
子 供	0(0.0)	1(3.2)	0(0.0)	1(4.3)	0(0.0)	0.4(1.5)
状態別						
歩行者	11(31.4)	10(32.3)	10(38.5)	10(43.5)	7(41.2)	9.6(36.4)
自転車	6(17.1)	1(3.2)	1(3.8)	2(8.7)	3(17.6)	2.6(9.8)
本市の高齢化率（％）	21.4	22.3	23.1	23.8	24.4	23.0

※ 高齢者、子供欄は、それぞれ「65歳以上の高齢者」、「高校生以下の子供」が関係したもの。

※ 年齢別、状態別の数値は、本人が被害を受けた事故（第1当事者・第2当事者を含む）を計上したもの。

※ 第1当事者とは、事故関係者のうち過失が最も多い者をいい、第2当事者とは、過失が2番目に多い者をいう。